(三)　敷網を使用して営む漁業であつて(十三)に掲げるもの以外のもの	(略)
(三)～(五)　(略)	(略)
(六)　(一)から(五)までに掲げる漁業以外の漁業　(七)及び(八)に掲げるものを除く。	(略)
(七)　十トン未満の漁船により(一)から(三)まで及び(六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(略)
(八)　十トン未満の漁船により(一)から(三)まで及び(六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(七)に掲げるもの以外のもの	(略)

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　(略)	(略)
二　第二号漁業	
(一)　(略)	(略)
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）	(略)
(三)・(四)　(略)	(略)
(五)　まき網を使用して営む漁業（削る。）	(削る。)
(六)～(八)　(略)（削る。）	(略)（削る。）
(九)　(略)	(略)
(十)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	(略)
(十一)　(略)	(略)
(十二)　敷網を使用して営む漁業であつて(十一)に掲げるもの以外のもの	(略)
(十三)～(十五)　(略)	(略)
(十六)　(一)から(十五)までに掲げる漁業以外の漁業（(十七)及び(十八)に掲げるものを除く。）	(略)
(十七)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(略)
(十八)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(十七)に掲げるもの以外のもの	(略)

(三)　敷網を使用して営む漁業であつて(十三)に掲げるもの以外のもの	(略)
(三)～(五)　(略)	(略)
(六)　(一)から(五)までに掲げる漁業以外の漁業　(七)及び(八)に掲げるものを除く。	(略)
(七)　十トン未満の漁船により(一)から(三)まで及び(六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(略)
(八)　十トン未満の漁船により(一)から(三)まで及び(六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(七)に掲げるもの以外のもの	(略)

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　(略)	(略)
二　第二号漁業	
(一)　(略)	(略)
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	(略)
(三)・(四)　(略)	(略)
(五)　まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業	百分の八十
(六)　まき網を使用して営む漁業であつて(五)に掲げるもの以外のもの	(略)
(七)　はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	百分の七十五
(八)～(十)　(略)	(略)
(十一)　釣りによつてさばをとることを目的とする漁業	百分の八十
(十二)　ぶり飼付漁業	百分の七十五
(十三)　(略)	(略)
(十四)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(七)から(十三)までに掲げるもの以外のもの	(略)
(十五)　(略)	(略)
(十六)　敷網を使用して営む漁業であつて(十五)に掲げるもの以外のもの	(略)
(十七)～(十九)　(略)	(略)
(二十)　(一)から(十九)までに掲げる漁業以外の漁業（(二十一)及び(二十二)に掲げるものを除く。）	(略)
(二十一)　十トン未満の漁船により(一)から(十七)まで及び(二十)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(略)
(二十二)　十トン未満の漁船により(一)から(十七)まで及び(二十)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(二十一)に掲げるもの以外のもの	(略)

(五)　敷網を使用して営む漁業であつて(十四)に掲げるもの以外のもの	(略)
(六)～(八)　(略)	(略)
(九)　(一)から(八)までに掲げる漁業以外の漁業　(十)及び(十一)に掲げるものを除く。	(略)
(十)　十トン未満の漁船により(一)から(六)まで及び(九)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(略)
(十一)　十トン未満の漁船により(一)から(六)まで及び(九)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(十)に掲げるもの以外のもの	(略)